

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 (電話番号)	環境局環境管理部環境規制課（環境保全対策グループ）(06-6615-7923)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	粉じんに係る届出施設に対する規制基準の遵守命令等
概要	ばい煙等排出者で粉じんを排出し、又は飛散させるものが、届出施設に係る規制基準を遵守していないと認めるときは、粉じんに係る届出施設に対する規制基準の遵守、又は当該施設の使用の一時停止を命ずることができる。
根拠法令等 及び条項	大阪府生活環境の保全等に関する条例第37条第3項、第111条第4項第4号
処分基準	ばい煙等排出者で粉じんを排出し、又は飛散させるものが、届出施設に係る規制基準を遵守していないと認めるとき 【規制基準】 大阪府生活環境の保全等に関する条例第18条第1項、同施行規則第7条第1項、別表5
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000060314.html
備考	